

農地法第3条第2項ただし書の規定による農地法施行令  
第2条第3項第1号で定める相当の事由の基準について

農地法施行令第2条第3項第1号「権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものであると認められること」を満たし、かつ、申請者につき以下のことが確認できれば、下限面積に達しない場合でも日野町農業委員会として許可できることとする。

**第3 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とする農業経営の基本的指標**

営農類型		経営規模
野菜	施設野菜 専作経営	パイプハウス 1,000 m <sup>2</sup> (果菜類)

**(「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」より引用)**

※農地法施行令第2条第3項第1号「権利の取得後における耕作の事業が草花等の栽培でその経営が集約的に行われるものであると認められること」の考え方について  
稲作等の通常の経営に比べ、労力や生産費用を多くかけ小面積で高収益を得ることができる農業形態の場合とする。

- ・日野町が「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」で定める「新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とする農業経営の基本的指標（上表参照）」に記載された経営規模を満たす者であること。指標に記載のないその他の作物の経営規模については、申請が出てきた時点で、滋賀県等関係機関の意見を聞きつつ判断するものとする。
- ・構想に定める青年等とは概ね18歳以上45歳未満の者で、農業経営者になることについての強い意欲を有し、青年等就農計画を作成して町から認定を受ける見込みがある者とする。

また、45歳以上65歳未満の者で、農業経営に十分な知識・技能を有し、青年等就農計画を作成して町から認定を受ける見込みがある者の場合には、その者に農業経営に主として従事すると認められる農業後継者が確保できる見込みがあること。

平成29年4月10日 日野町農業委員会